自主防災組織の手引き

～自分達のまちは地域のみんなで守る～

富津市

はじめに

大規模な災害が発生した場合、市は市民に最も身近な行政主体として、市の有するすべての機能を十分に発揮して災害応急対策にあたることになりますが、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応**（公助）**だけでは限界があります。

そこで、「自らの命は自ら守る」**（自助）**とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、「自分達のまちは地域のみんなで守る」**（共助）**を意識しながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要となります。

つまり、「自助」、「共助」、「公助」が連携することにより、被害の軽減を図ることができるのです。

この手引きでは、市民が参加して地域の自主防災活動に取り組む「自主防災組織」の結成と活動について紹介します。

ひとりでも多くの市民が地域の自主防災活動に参加して、活力ある「自主防災組織」を結成することで、皆さんの手によって、一層、地域の防災力を高める一助にしていただきますようお願いいたします。

令和５年１月 富津市

目　　次

１　自主防災組織とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　自主防災組織はなぜ必要か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３　自主防災組織を立ち上げる
（１）自主防災組織の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（２）適正な組織の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

（３）自主防災組織結成までの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（４）具体的な結成の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　自主防災組織の主な活動内容
（１）平常時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（２）災害時の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５　自主防災組織への助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

６　資料編
Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

自主防災組織規約（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

自主防災組織　防災計画（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

自主防災組織　活動計画（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

防災訓練（例）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱・・・・・・・・・・３４

１　自主防災組織とは？

○　自主防災組織は、地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のことを言います。

○　具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所への給食給水などの活動を行います。

２　自主防災組織はなぜ必要か？

○　大規模な災害が発生した場合、市役所などの行政機関（公助）だけでは、充分な対応ができない可能性があります。このような時、自らの命は自ら守り（自助）、自分達のまちは地域のみんなで守る（共助）ことで有効な対策をとることができます。ここに自主防災組織の必要性があります。

○　阪神・淡路大震災では、救出された人たちの約８割が、家族や近所の方々により救出されたという報告があり、自主的な住民組織の有効性が改めて認識されています。

３　自主防災組織を立ち上げる

（１）自主防災組織の要件

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。

（２）適正な組織の規模

○　自主防災組織は、地理的条件、生活環境などから見て、地域として一体性を有する大きさが最も効果的に活動できる規模とされています。

○　富津市では区（自治会）単位での結成を推奨しております。

（３）自主防災組織結成までの手順

○　地域の自主防災活動を行う「自主防災組織」の結成には、まず何よりも住民の皆さんの理解と協力が不可欠です。ここでは、自主防災組織を立ち上げるまでの流れを示します。

①相談

・自主防災組織の中心メンバーとなる区や自治会などの役員で結成を相談しましょう。

まずは、市役所防災担当課に相談ください。

②役割分担

・自主防災組織の活動の中心となる会長・副会長・班長などを選出します。班を編成し役割分担を決めますが、区や自治会の各班の活用や女性を多く配置するなどバランスの良いメンバー構成にしましょう。

③規約
防災計画

・規約は、自主防災組織の活動目的や活動内容を取り決めるものです。防災計画は、平常時や災害時における行動を取り決めるものです。住民の意見を取り入れながら例（P.１１～）を参考に、その組織に合った内容を検討します。

④同意

・区や自治会などの総会において、住民の皆さんに結成の趣旨や活動内容を説明して、自主防災活動について意見をもらい、結成の同意を得てください。

⑤周知

・自主防災組織の役員・運営委員や規約の内容が決定したら、回覧板・掲示板・広報誌などを使って、住民の皆さんに知らせましょう。

⑥報告

・自主防災組織の結成について、市役所防災担当課に「富津市自主防災組織結成届出書」（P.３７）にて報告をお願いします。

（４）具体的な結成の手順

①　組織のかたちの決定

○　区や自治会などを活用して自主防災組織を結成する場合でも、組織のかたちにはいくつかのタイプがあります。

○　どういった組織にするかはそれぞれの長短があることから、地域の実情に応じて検討することが大切です。

【いろいろな自主防災組織のかたち】

タイプ	説　　明	役員構成
重　複　型	区や自治会の組織を、そのまま自主防災組織にかねさせるかたち	区や自治会の代表者、役員が自主防災組織の代表者、役員を兼ねる
内部組織型	区や自治会の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とするかたち	区や自治会役員とは別に、独自に代表者、役員を選ぶ
別 組 織 型	区や自治会が中心となり、区や自治会とは別に自主防災組織を結成するかたち	独自に代表者、役員を選ぶ

②　組織の編成案の作成

○　自主防災組織の一般的な編成（組織図）と役割は、次のとおりです。

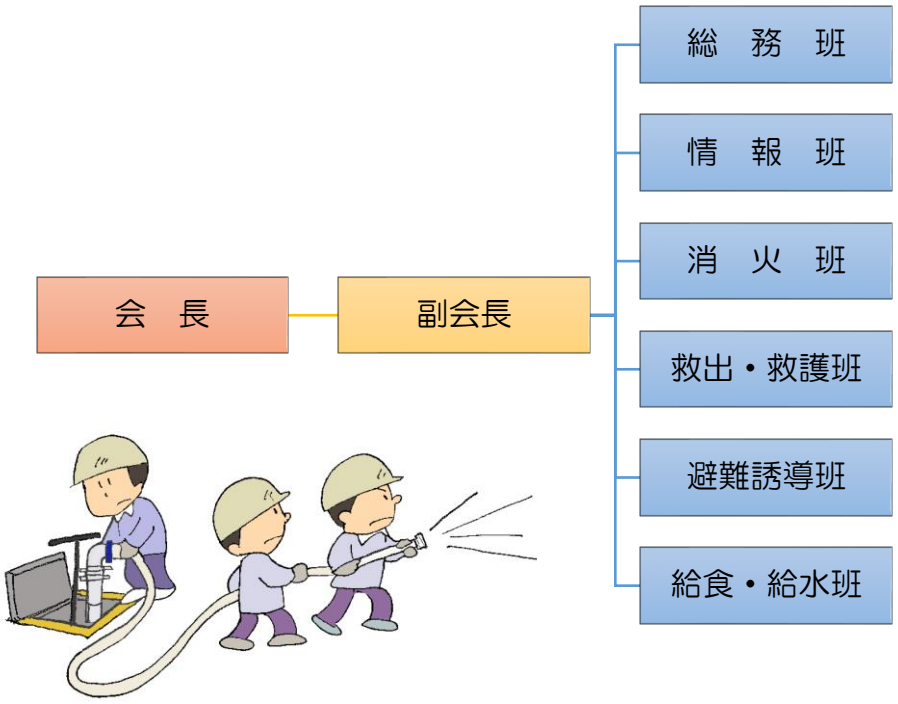

③　役員の人選

○　組織のかたちや編成が決定した後は、会長、副会長、班長などの役員の人選を行います。役員、特に班長には防災活動の経験がある人が望ましいです。

④　規約の作成

○　自主防災組織が組織として活動するには、規約（組織の目的、事業内容、役員の任期及び任務、会議の開催、防災計画の策定など）を定めることが必要です。

○　規約を定める方法としては、次の２つの方法が考えられます。

ア　新たに自主防災組織の規約を定める方法

イ　区や自治会などの規約を改正して対応する方法

○　P.１１の「自主防災組織規約（例）」を参考に作成してください。

※新たに自主防災組織の規約を定める方法の例を掲載しています。

⑤　防災計画の作成

○　平常時と災害時に自主防災組織が行う活動を定めた防災計画を作成します。

平常時：普及活動や、防災訓練の実施、防災資機材の点検など

災害時：情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水など

○　P.１４の「自主防災組織防災計画（例）」を参考に作成してください。

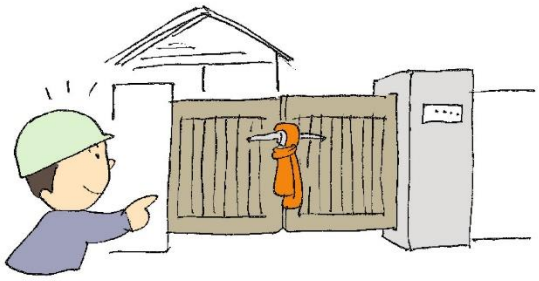

⑥　活動計画の作成

○　防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要です。

○　P.２１の「自主防災組織　活動計画（例）」を参考に作成してください。

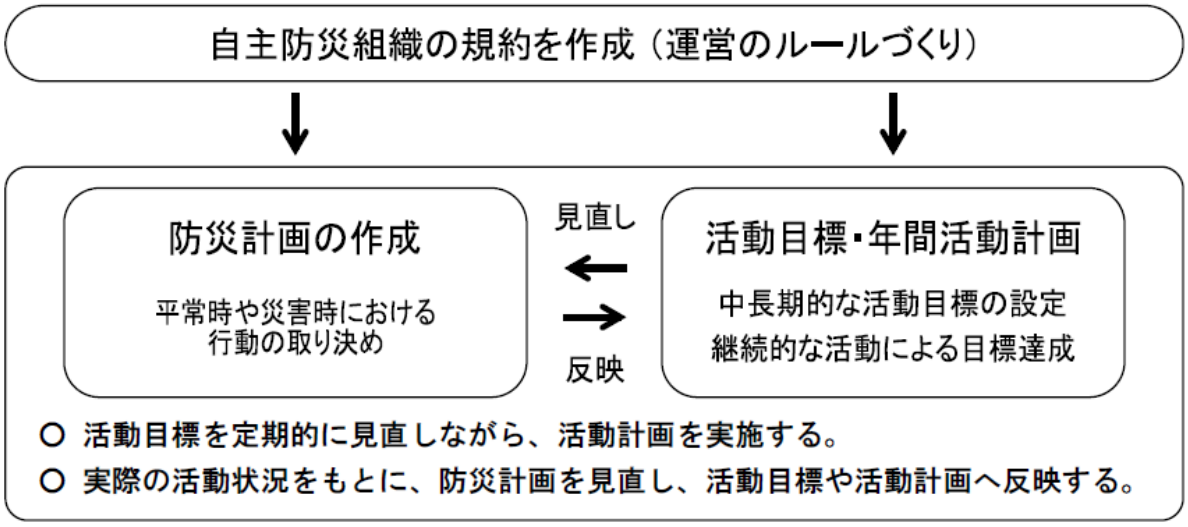

４　自主防災組織の主な活動内容

（１）平常時の活動

項　目	具体的な活動内容	備　考
①災害に備えるための活動	・防災資機材の整備 ・備蓄品の管理	
②災害による被害を防ぐための活動	・危険箇所の把握 ・地域の避難路、避難場所の把握 ・防災マップの作成	富津市防災ハザードマップを活用ください。
③災害時の活動の習得	・個別訓練 （情報集約・伝達訓練 消火訓練 救出・救護訓練 避難訓練 給食・給水訓練など） ・総合訓練 ・体験イベント型訓練 ・図上訓練	P.２２に防災訓練（例）を掲載してありますので参考にしてください。
④普及啓発活動・広報紙の発行	・広報紙の発行 ・防災講演会の開催など	区や自治会の会報などに、防災記事を掲載する方法もあります。

（２）災害時の活動

項　目	具体的な活動内容
①情報収集・伝達活動	・被害情報・救援情報の収集と伝達 ・防災機関との連絡
② 初期消火活動	・消火器などによる消火活動 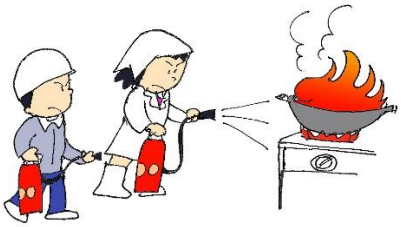
③ 避難誘導活動	・住民を避難所へ誘導 ・住民の安否確認 ・避難行動要支援者の対応 ・避難所の運営（富津市避難所運営マニュアル参照） 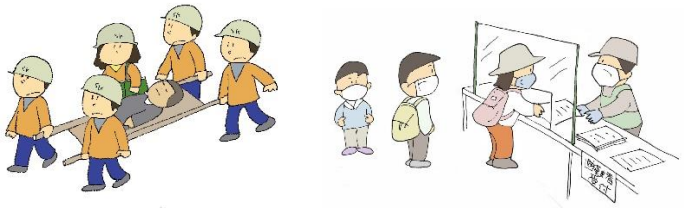
④ 救出救護活動	・負傷者や避難行動要支援者の救出救護 ・医療機関への連絡 ・介助が必要な人への手助け 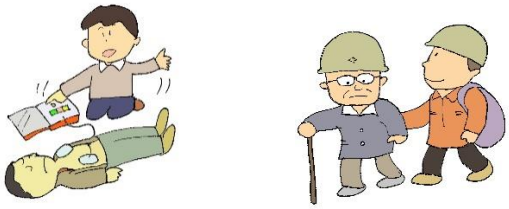
⑤ 給食給水活動	・食料、飲料水の調達と炊き出し ・救援物資の受領、分配

５　自主防災組織への助成制度

富津市では、自主防災組織の結成及び育成を図り、災害に強いまちづくりを目指すために防災資機材の交付制度を実施しています。

交付の為には、事前に申請が必要となりますので、市役所防災担当課までご連絡ください。

【防災資機材交付実績】

- 携帯用無線機
- 可搬式散水装置（ホース、スタンドパイプなどを含む）
- ヘルメット
- 防水シート
- シャベル
- 土のう袋
- チェーンソー
- 担架
- 救急箱
- リヤカー
- 発電機
- 投光器
- 非常用トイレ
- 簡易資機材倉庫　など

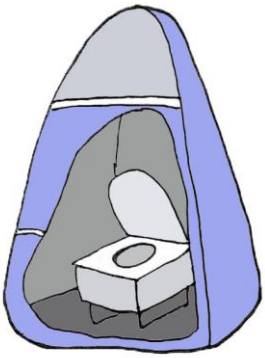

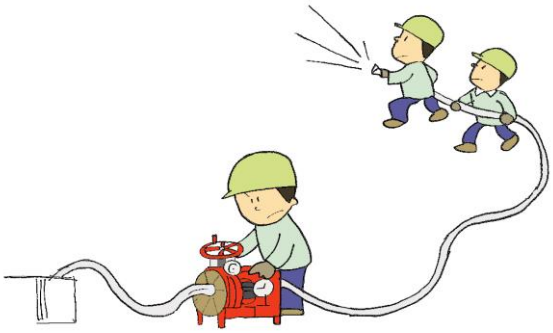

防災資機材の一例

６　資料編

Ｑ＆Ａ

１．これから自主防災組織の結成をお考えの方

Ｑ：自主防災組織は何を行う組織か。

Ａ：自主防災組織は、地域住民が自分達のまちは地域のみんなで守るという連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、平常時には、防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施等を行い、災害時には、災害による被害を防止し、軽減するため、初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う、いわば実働部隊としての役割を期待されています。

Ｑ：自主防災組織がなぜ必要なのか。

Ａ：大規模災害が発生した時に被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があり、阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち約８割が家族や近所の住民らなどによって救出された報告があるなど、自らの命は自ら守る（自助）とともに、自分達のまちは地域のみんなで守る（共助）ことが必要になります。自主防災組織は、共助による防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするための組織と考えています。

Ｑ：自主防災組織を結成するにはどうしたらよいのか。

Ａ：自主防災組織づくりには、何らかの契機をうまくつかみ、それを育てていくことが大切です。地域住民に自主防災活動に関心をもってもらうために、地域住民が集まる様々な機会を利用し、防災について話し合う場を設けることも有効です。

Ｑ：自主防災組織内の役割分担をどのように決めればよいのか。

Ａ：自主防災組織の活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決める必要があります。まずは地域に必要最低限の役割ごとに活動班を編成して徐々に編成を充実させることが考えられます。なお、班編成にあたっては、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置にするとともに、特定の性別に役割が偏らないようにする工夫が必要です。

Ｑ：自主防災組織をどのように運営していけばよいのか。

Ａ：自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や役割分担を明確にした規約（運営ルール）を定めるとともに、日頃どのような対策を進め、災害時にどう活動するかを定めた防災計画を策定しておく必要があります。この手引では、規約と防災計画の例を掲載していますので、作成の際には参考にしてください。

２．既に自主防災組織を結成されている方

Ｑ：自主防災組織の活動の参加者を増やすにはどうしたらよいのか。

Ａ：自主防災組織に参加してもらうためには、何よりも活動内容を知ってもらうことが必要です。最初から防災に特化して呼びかけても興味を持ってもらえないことがありますので、地域のイベントなどの地域活動の中で、防災について働きかけるといったアプローチも有効です。

Ｑ：自主防災組織の活動を担う人材をどのように集めたらよいのか。

Ａ：自主防災組織の活性化には、リーダーの資質と熱意に負うところが大きいため、日頃から人材の掘り起こしが必要です。人材の掘り起こしにあたっては、地域のイベントの機会を利用し、交流を図りながら、日頃の活動を通じて発掘するとともに、地域内の消防職団員経験者などを巻き込むことも重要です。

Ｑ：自主防災組織の活動のうち最も優先して行うべき活動は何か。

Ａ：まずは、できることから一つでも行ってみることが重要です。この手引では、自主防災組織の活動ごとに行うべき内容をまとめていますので、これらを参考にしながら、組織内で十分話し合い、何を行うか決めていくことが重要です。

Ｑ：自分たちの地域は人口が少なく高齢者が多いため、自主防災活動を継続するのが難しいが、どうしたらよいのか。

Ａ：一地域で自主防災活動を継続することが困難な場合は、近隣自主防災組織と連携し、相互の応援協力体制や防災活動の共同実施をすることが考えられます。また、その場合、近隣の地域の自主防災組織と連合して、例えば小学校区程度の規模で連合組織を作ることも考えられます。

Ｑ：避難所運営などを行うには、自分たちだけでは難しいが、どうしたらよいのか。

Ａ：自主防災組織単独での活動は限界があることから、地域防災力の向上には、地域の様々な団体と連携することが重要です。例えば、避難所運営については、施設管理者である学校や、運営を担う市との連携、避難行動要支援者対策については、民生委員や社会福祉協議会と連携していくことが考えられます。

　なお、「富津市避難所運営マニュアル」を作成し、各区長へ配布していますので、ご確認ください。

Ｑ：防災訓練を実施したいが、どんな訓練をすればいいのか。

Ａ：本手引きに防災訓練（例）を掲載（P.２２～）していますので、参考にしてください。また、事前に市役所防災担当課へご相談ください。

自主防災組織規約（例）

〇〇〇自主防災組織 規約

（名称）

第１条 この会は、〇〇〇自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第２条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

（1）平常時は〇〇とする。

（2）災害時は〇〇とする。

（目的）

第３条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

（2）地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

（3）防災訓練の実施に関すること。

（4）地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難誘導、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

（5）防災資機材の整備等に関すること。

（6）他組織との連携に関すること。

（7）その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条 本組織は、〇〇町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条 本組織に次の役員を置く。

（1）会長 １名

（2）副会長 若干名

（3）防災委員 若干名

（4）班長 若干名

（5）監査役 ２名

２　役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員ＯＢなどをも

ってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。
３　役員の任期は、防災委員は５年、その他の者は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）
第７条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
３　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
４　班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
５　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）
第８条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

（総会）
第９条 総会は、全会員をもって構成する。
２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
３　総会は、会長が招集する。
４　総会は、次の事項を審議する。
（1）規約の改正に関すること。
（2）防災計画の作成及び改正に関すること。
（3）事業計画に関すること。
（4）予算及び決算に関すること。
（5）その他、総会が特に必要と認めたこと。
５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）
第 10 条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。
２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
（1）総会に提出すべきこと。
（2）総会により委任されたこと。
（3）その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）
第 11 条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成

する。
２　防災計画は、次の事項について定める。
（1）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
（2）防災知識の普及に関すること。
（3）災害危険の把握に関すること。
（4）防災訓練の実施に関すること。
（5）地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
（6）その他必要な事項

（会費）
第 12 条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）
第 13 条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）
第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計監査）
第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
２ 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則
この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

自主防災組織　防災計画（例）

〇〇〇自主防災組織 防災計画

１　目的

この計画は、〇〇〇自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

２　計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（１）自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
（２）防災知識の普及に関すること。
（３）災害危険の把握に関すること。
（４）防災訓練に関すること。
（５）情報の収集伝達に関すること。
（６）避難誘導及び避難所運営に関すること。
（７）出火防止、初期消火に関すること。
（８）救出・救護に関すること。
（９）給食・給水に関すること。
（10）避難行動要支援者対策に関すること。
（11）他組織との連携に関すること。
（12）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

３　自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別紙１のとおり防災組織を編成する。

４　防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

（１）普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

①　防災組織及び防災計画に関すること。
②　地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
③　家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
④　家庭における食糧等の備蓄に関すること。
⑤　その他防災に関すること。

（２）普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
② 座談会、講演会、映画会等の開催
③ パネル等の展示

（３）実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

５ 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

（１）把握事項

把握事項は次のとおりとする。

① 危険地域、区域等
② 地域の防災施設、設備
③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
④ 大規模災害時の消防活動

（２）把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

① 市地域防災計画
② 座談会、講演会、研修会等の開催
③ 災害記録の編纂

６ 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難誘導等が迅速かつ的確に行いうるようにするため、次により防災訓練を実施する。

（１）訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

（２）個別訓練の種類

① 情報収集・伝達訓練
② 消火訓練
③ 救出・救護訓練
④ 避難訓練
⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）
⑥ 給食・給水訓練
⑦ その他の訓練

（３）総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

（４）体験イベント型訓練として

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

（５）図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

（６）訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（７）訓練の時期及び回数

① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。

② 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

７ 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

（１）情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

（２）情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令等による。

８ 出火防止及び初期消火

（１）出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火用資機材の整備状況

④ その他建物等の危険箇所の状況

（２）初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

９　救出・救護

（１）救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

（２）医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

①　〇〇病院
②　〇〇診療所
③　〇〇保健所

（３）防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10　避難及び避難所運営

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

（１）避難誘導の指示

富津市長の避難指示がでたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

（２）避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を防災計画に定められた避難場所に誘導する。

（３）避難経路及び避難場所

①　〇通り、ただし〇通りが通行不能の場合は△通り
②　〇〇公園又は〇〇学校

（４）避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、富津市役所、施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら行う。

11　給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

（１）給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

（２）給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12　避難行動要支援者対策

（１）避難行動要支援者の把握

災害時に避難状況を把握するため、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って、避難行動要支援者を把握する。

（２）避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

13　他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14　防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

（１）配備計画

別紙２参照

（２）定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする

別紙１

自主防災組織の編成及び任務分担

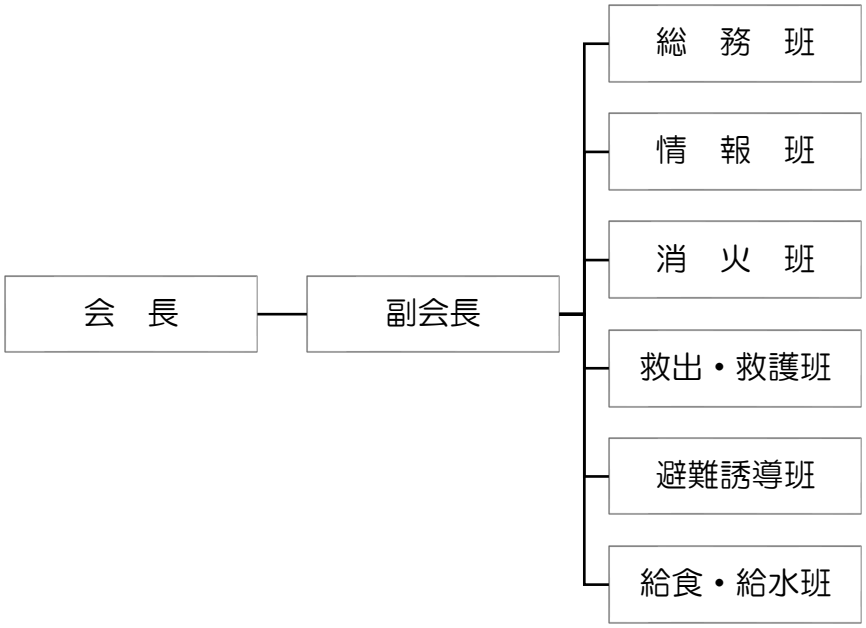

編成班名	人数	日常の役割	災害時の役割
総務班	○人	全体調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握 （避難行動要支援者の避難状況等）
情報班	○人	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	○人	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	○人	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	○人	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	○人	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

別紙２

防災資機材等配備計画

目 的	防災資機材
① 情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として） 等
② 初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ 等
③ 水防用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④ 救出用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤ 救護用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
⑥ 避難所・避難用	リヤカー、車いす用避難器具、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
⑦ 給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
⑧ 訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119 番訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器 等
⑨ その他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

自主防災組織　活動計画（例）

〇〇〇自主防災組織 活動計画

活動目標	地区内の危険箇所の把握し、災害に対応できるよう防災資機材の取扱を熟知し、被害を最小限にとどめる。

月	活動内容
４月	危険箇所の把握・周知
５月	
６月	個別訓練（防災資機材取扱い訓練　など）
７月	個別訓練（避難所運営訓練　など）
８月	防災講話
９月	
１０月	
１１月	総合訓練
１２月	
１月	
２月	規約・防災計画・活動計画の修正検討
３月	総会

防災訓練（例）

〔個別訓練 ①（救出・救護訓練)〕

日　　時　〇月〇日 〇時から〇時まで
場　　所　〇〇コミュニティ防災センター
指 導 者　〇〇消防署員（消防団員） 〇名、〇〇市役所職員 〇名
参 加 者　〇〇自主防災組織 〇名
目　　的　防災資機材を活用した要救出者の救出方法等についての知識の習得
訓練内容　消防署員指導のもと、建物などの下敷きとなった要救助者の救出・ 救護方法を習得する。

１　倒壊建物からの救出・救護
準備として廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。
（１）中に要救出者を模して人形等を入れておく。
（２）救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
（３）倒壊建物に進入する場合は、余震の有無や足場の安全などを確かめ、二次災害の発生に注意する。
（４）要救出者の状況を確認し、救出作業の妨げとなる部分を破壊し取り除く。
（５）ジャッキがある場合は、ジャッキで持ち上げる（ない場合は、斧やバールで屋根を壊す)。
（６）隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。
２　転倒家具やロッカーに挟まれている人の救出・救護
準備として廃材等を利用して倒壊した建物をつくる。
（１）中に要救出者を模して人形等を入れておく。
（２）救出にあたっては、要救出者に対して声を掛け安心感を与える。
（３）木材・バール（木材の太さは 10cm 以上）をテコに、あるいはジャッキで倒壊物に隙間をつくる。場合によっては、転倒物の一部を破壊し、中の物を取り出すなどして重量を軽くする。
（４）隙間が崩れないように角材（長さ 40～50cm）で補強する。
３ 高所から降りられなくなった人の救出・救護
（１）はしごを使って救出可能な時は、はしごを使う。
（２）高齢者などの場合は、救出者が上にあがり要救出者の腰にロープを結び転落防止に努める。その際、結んだロープが締まらないように、もやい結びを使う。
（３）降りる人の速度にあわせて少しずつロープを緩め、転落しないように注意しながら降ろす。

〔個別訓練 ②（普通救命講習）〕

日　　時　〇月〇日 〇時から〇時まで
場　　所　〇〇コミュニティ防災センター
指 導 者　〇〇消防団員（消防署員）　〇名
参 加 者　〇〇自主防災組織 〇名
目　　的　３時間の講習で、一人法の成人に対する心肺蘇生法を中心として、 大出血時の処置方法を習得する
訓練内容　消防団員（消防署員）指導のもと以下を習得する。

１　座 学
（１）応急手当の目的
（２）応急手当の必要性
（３）応急手当の対象者とその必要性
（４）傷病状態の把握による応急手当
（５）応急手当の優先順位を決定するために必要な知識
２　実 技
（１）成人の心肺蘇生法
（２）止血法
（３）異物除去法
（４）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法

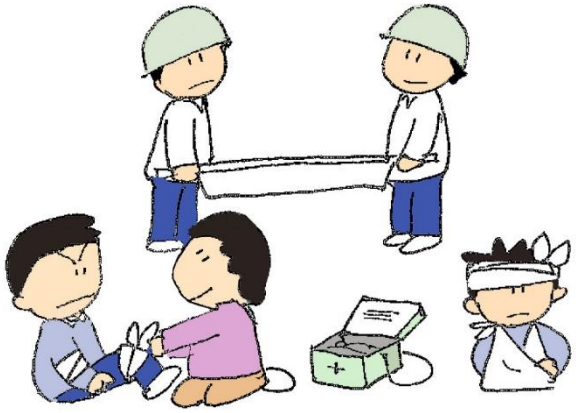

〔総合訓練〕

日　　時　〇月〇日 〇時から〇時まで
場　　所　〇〇コミュニティ防災センター
指 導 者　〇〇消防署員（消防団員） 〇名、〇〇市役所職員 〇名
参 加 者　〇〇自主防災組織 〇名
目　　的　１　組織内各班相互間の連携及び効果的な自主防災活動の実施
　　２　各種防災資機材についての知識及び取扱要領の習得
想　　定　〇〇地方は震度６強の大地震におそわれ、道路、電話等各種公共施設に大きな被害が生じ、また、倒壊したビルや家屋から火災が多発するとともに負傷者が続出した。さらに多発した火災は延焼拡大の恐れがあり、地域住民の避難が必要となったものとする。
訓練内容　以下の訓練を行う。

１　各戸訓練
　地震発生（花火合図）とともに火気使用中の各家庭では、火の始末をするとともに丈夫な家具の下にもぐる等身体保護を行う。
２　通報訓練
　町内に発生した火災を発見した者は、大声で付近住民に知らせるとともに 119 番に通報する。
３　消火訓練
　〇〇コミュニティ防災センター周辺に発生した火災を消火器、水バケツ及びコミュニティ防災センターの資機材を活用し消火班が指導者の合図により交代して行う。
４　避難訓練
　自主防災組織の初期消火活動にもかかわらず、火災が拡大したため、避難誘導班の指導のもとに〇〇コミュニティ防災センターまで避難する。
５　救出・救護訓練
　〇〇コミュニティ防災センターに避難中、落下物等により負傷した者を救護所（〇〇コミュニティ防災センター内設置）に担架搬送するとともに応急手当を施し、近隣の病院、診療所へ搬送する。
６　給食・給水訓練
　ろ水機を利用して飲料水を確保するとともに非常用備蓄食糧の試食を行う。

〔体験イベント型訓練〕

日　　時　〇月〇日 〇時から〇時まで
場　　所　〇〇青少年育成センター
指 導 者　〇〇市役所職員 〇名、〇〇消防署員 〇名
参 加 者　〇〇自主防災組織 〇名
目　　的　チーム対抗で消火リレー・救急法リレーなどを競いあうなどして、楽しみながら消防防災の知識を体得する。
訓練内容　以下の訓練を行う。

１　運動会形式

（１）消火リレー

・ペットボトルなどを火にみたてて、訓練用消火器を使用して目標物を倒す。
・水バケツを使用して水槽から水槽へ水を移す。

（２）煙体験迷路ハウス脱出タイムトライアル

・迷路状になった煙体験ハウスを消防署員指導のもと、素早く通り抜ける。

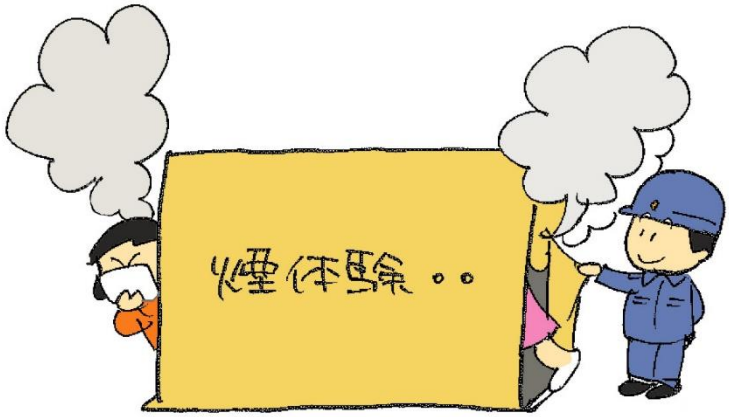

２－１　体験形式

（１）心肺蘇生法マスターへの道

・消防職員等の指導のもと普通救命講習を実践した後に、復習を兼ねて個別に チェックポイントを設けてチーム対抗で競う。

（２）避難生活アイデア工作

・牛乳パックのろうそくやペットボトルと砂、木炭を使った即席のろ水器を製作する。

（３）非常用備蓄食糧

・昼食を兼ねて、炊き出し、非常食の試食を行う。

（４）防災歩け歩け大会

・地域の災害危険箇所の把握を行うとともに過去の被災地等を巡りながら当時の資料写真を見て、地域の防災について考える。ゴールを防災センター等として、上記イベントと組み合わせて実施する。

2-2 自分たちのまちを知る活動

「防災まち歩き」「防災マップ作り」などを行うことで、自分たちのまちについてより詳しく知ることができる。地域の現状を正確に把握することは、地域住民の防災意識を向上させるきっかけになるほか、防災活動の指針を策定したり、非常時の対応を考えたりする際の重要な手がかりとなる。

これらの活動は、個別に実施することもできるが、組み合わせて実施するとより効果的である。

（1）自分たちのまちを知るためのポイント

防災巡視・点検、防災まち歩き、防災マップ作りなどにおいて、地域の状況を把握する際のポイントとしては次のようなものがある。

ア　地域の状況把握のポイント

○　自然やまちのこと

- 大きな川、小川、用水路など
- 池、沼、湖、海岸線など
- 鉄道
- 道路
- 低地と山地・丘陵地の境界部分
- 田畑
- 広場、公園

○　まちの施設や人のこと

- 役場や医療機関など防災活動を行う機関や施設
- 避難所や集合場所など、地域防災のために役に立つ施設
- 自主防災組織役員など、頼りになる人がいる場所
- 災害時に手助けが必要な人がいる場所、手助けをしてくれる人がいる場所
- 落下したり倒れた時に危険となる施設
- 人が集まる施設

○　災害時に危険なところ（地震）

- 地震発生時に通行止めになりそうな場所
- がけ崩れなどが起こりそうな場所
- 建物が倒れたり、橋が壊れるなどの被害が想定される場所
- 火災が発生したら燃え広がりそうな場所
- 津波が来た場合に、被害を受けそうな場所
- その他、被害が想定される場所

○　災害時に危険なところ（風水害）

- 浸水しそうな地域
- 親水設備のある小川、用水路
- 建物や橋が流されるなどの被害が想定される場所

・地下鉄、地下のガレージ、アンダーパスなどの水に浸かりやすい場所
・土砂崩れが起こりそうな場所

イ　細部の点検ポイント

○　危険物点検
・灯油、塗料、ガス、ベンジンなど各家庭にある危険物の保管状況
・危険物の流れ出しそうなところ

○　道路点検
・地域主要道路の車両渋滞の程度
・違法駐車や放置自転車の状況

○　倒壊物・落下物点検
・ブロック塀や石塀
・地域の集会所などの建物の倒壊の危険
・商店の棚や自動販売機
・地域内の看板
・２階建て以上の建物の窓ガラス
・バルコニーなどの植木鉢や洗濯機など

○　建物点検
・建物や堤防などのひび割れや欠け落ちなど
・建物やアーケードなどのネジやボルトの緩み
・建物や水槽の水漏れや腐食

（２）防災まち歩き

ア　防災まち歩きとは

自分たちの住むまちを歩き、「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを記録する。災害への備えや身近な危険について気付きを得ることができるほか、地域の自主防災組織、消防署、消防団、学校などが協力して行うことにより、それぞれの団体が持つ認識を共有でき、地域防災力の強化が期待できる。

また、地域をよく知る世代の方が、子供たちに過去に起こった災害や過去の自然の様子を教えたり、小学校低学年と高学年、中学生が協力して実施することにより、世代間のコミュニケーション・ツールとしても活用できる。

イ　実施までの準備

・まち歩きのコース、エリアを決める。
・当日持ち歩いて記入できる街区地図を準備する。
・地域をよく知る方など、一緒にまち歩きを行う人の協力を得る。

ウ　当日の流れ

・まち歩きは 10 人程度までのグループで行う。
・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」など

を持ち歩き用の街区地図に書き込む。また、気づいたことや聞き取った内容をメモに取る。

・写真を撮影する時には、撮影場所をメモする。

※ まち歩きは、交通等に十分注意して行う。夏場は熱射病などに注意し、帽子の着用や水分補給を心がけること

エ　まち歩き後に行うこと

・まち歩きで記録した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」を使って、防災マップ作りや災害図上訓練(ＤＩＧ)を実施することができる。

・防災マップ作りや災害図上訓練(ＤＩＧ)を実施しない場合も、まち歩きで分かったことを発表し合い、災害時にまちがどのような状況になることが想定され、いざという時にどのような避難行動をとればよいか、などについて話し合うと効果的である。

（３）防災マップ作り

ア　防災マップ作りとは

防災まち歩きなどで把握した「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールで大きな地図にマークし、気付いたことや感想を模造紙に書き込む。

イ　準備するもの

- 街区地図（Ａ1～Ａ2 サイズ程度）
- 模造紙
- マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、のり、はさみ、筆記用具
- まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等

まちを歩いて撮った写真を貼り、ふせん等により解説や気付きを書き込む地図に、道路や川などの「自然やまちのこと」を書き込み、まち歩きの道順や発見した「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をシールやペンでマークする

まち歩きで感じた地域の問題点などがあれば書き込む

まちを歩いた感想やインタビューなどをふせん等に書き込み、模造紙に貼る

図　防災マップの例

ウ　防災マップ作りの流れ

・模造紙に街区地図を貼るか、地図を直接書き込む。

・地図に「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」をペンやシールでマークする。

・地図や模造紙に、まち歩きで撮影した写真、聞き取った内容、まちの問題点、メンバーの感想などを自由に書いたり貼ったりする。

・災害が発生した時に、どのような行動をとるとよいか話し合う。

・ 天気予報で台風が来ることが予想されている場合、事前にどの場所に、どのようなルートを通って避難すればよいか

・ 急な大雨等、時間的に避難する余裕のない場合に、どのような行動をとるべきか（避難所まで避難するか、応急的な対応として建物の２階などに避難するか、など）

・ 地震が発生した後、津波からの避難

・ 地震が起きた後に、地域でできる活動

・ 避難所の生活の中で自分たちができること

・完成した安全マップについて、各グループで発表する。まち歩きや防災マップ作りを通じて気付いたこと、質問や疑問、感想などを自由に出し合い、議論する。

2-3 災害のイメージトレーニング

（１）災害図上訓練(ＤＩＧ)

ア　災害図上訓練（ＤＩＧ）とは

参加者が地図を囲んで、自分たちのまちの自然のつくりや防災関連施設、危険箇所等の情報を書き込み、災害時の対応策について議論する訓練である。

ＤＩＧとは Disaster（災害）Imagination（想像力）Game（ゲーム）の略で、住民やボランティアを含んだ地域防災のあり方を探っていた三重県消防防災課（当時）の平野昌氏と、防衛研究所で災害救援を研究していた小村隆史氏（現富士常葉大学准教授）の２人が中心となり、自衛隊の指揮所演習で使う地図と透明シートの方式を活用して編み出したものである。

イ　準備するもの

・街区地図（Ａ１サイズ程度、1/2,500 ～ 1/5,000 程度）

・地図を覆うことができる透明シート

・マジックペン、丸型カラーシール、ふせん、セロハンテープ

・まち歩きで取ったメモ、まち歩きで撮影した写真等

・洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等

ウ　災害図上訓練（ＤＩＧ）の流れ

・「地震」「風水害」などの災害をテーマに設定する。

・参加者は「地方公共団体職員」「応援に駆けつけた支援者」「被災地住人」な

どになりきって演じ、立場に応じた意見を出す（役柄のゼッケンを付ける）。
・過去の災害をある程度教訓として反映した被害想定を各々に配布する（その際、映像資料などを活用して雰囲気づくりを行う）。
・「自然やまちのこと」「まちの施設や人のこと」「災害時に危険なところ」などを書き込み地域の状況把握を行う。
・被害想定に従い地図上の地域がどうなるかを地図に書き込むとともに、被害を未然に防ぐためには何が必要なのかを話し合う。
・次に、時間経過とともに変化した災害状況を新たに提示し、変化した被災地での対応策について新たに話し合う。
・最後に、自治体の防災担当部局職員など、防災の知識を有する人の講評を受ける。

（２）災害カードゲーム「クロスロード」

ア　クロスロードとは

災害時のことを様々な立場に立って想定して考えるカードゲームである。参加者は、カードに書かれた事例を自らの問題として考え、ＹＥＳかＮＯかで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行いながら、ゲームを進めていく。特徴としては、ゲームを通じ、参加者は、災害対応を自らの問題としてアクティブに考えることができ、かつ、自分とは異なる意見・価値観の存在への気づきも得ることができる。また、防災に関する困難な意志決定状況を素材とすることによって、決定に必要な情報、前提条件についての理解を深めることができる。

イ　準備するもの

・問題カード（各グループに１セット）
・イエスカード、ノーカード（各人にそれぞれ１枚）
・青座布団カード（参加者の数×10 枚程度）
・金座布団カード（参加者の人数と同程度）

※クロスロードは、京都大学生協（http://www.s-coop.net/、又は、http://www.s-coop.net/rune/bousai/crossroad.html）で販売している。

ウ　クロスロードの流れ

・奇数人数でグループをつくる。

・参加者は１人ずつ順番に問題カードを読み上げる。

・参加者は読み上げられた内容について、自分の意見がイエスか、ノーかを考え、自分の意見がイエスなら「イエスカード」を、ノーなら「ノーカード」を裏に向けて、自分の机の前に置く。

・参加者の全員がカードを置いたら、一斉にカードを表に向け、表向きになったカードを確認して、多数派のプレイヤーに青座布団を１枚渡す。グループの中でイエスカード又はノーカードを出したのが１人だけの場合には、その参加者に金座布団１枚渡す（この場合、多数派のプレイヤーには座布団は渡さない。）。

・問題カードをすべて読み終わった時点で、最も多くの座布団を持っている参加者が「勝ち」となる（青座布団と金座布団は同じ１ポイント）。

（３）避難所ＨＵＧ

ア　ＨＵＧとは

避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲームである。避難所ＨＵＧは、避難所運営を皆で考えるためのひとつのアプローチとして静岡県が開発したものである。参加者は、避難所の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどのように配置していくか、参加者が話し合いながら、ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができる。ＨＵＧは、Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味である。

イ　準備するもの

・カード

・各用紙セット、セロハンテープ

・筆記用具、古新聞紙

・メモ用紙（付せん）、白紙

※避難所ＨＵＧは、みんなのお店・わ　（ＮＰＯ法人静岡県作業所連合会・わ店舗）で販売している。マニュアル等は、静岡県のホームページに掲載している。（https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seibu/hug/01hug-nani/01hug-nani.html）

ウ　ＨＵＧの流れ

・カードの読み上げ係を決める。

・「体育館」、「敷地図」、「間取図」、「教室」用紙を机等に置く。

・避難当日の設定条件（震度、気象条件、季節、時間、被災状況、避難者の様

子）を説明する。
・読み上げ係はカードを読み上げてから参加者に渡し、他の参加者は体育館にどのように配置するか相談しながら決めていく。
・カードをすべて配置した後は、意見交換の時間を設ける。

（４）自主防災組織災害対応訓練「イメージＴＥＮ」

ア　イメージＴＥＮとは

参加者が自主防災組織本部の様子を時系列で疑似体験でき、具体的で実践的な防災対策や災害対応が理解することを目的として静岡県が開発したものである。イメージＴＥＮの「ＴＥＮ」の名称の由来は、Image Training & Exercise of Neighborhood、すなわち、近隣のための仮想訓練・仮想演習という意味であるが、付与される課題の数が最大 10 用意されていることも「ＴＥＮ」の由来となっている。

イ　準備するもの

・イメージする対象地域の地図（住宅地図や市街地地図など）
・参加者に付与する課題カード
・表１（自主防災組織役員名簿）
・表２（防災資機材備蓄保有数）
・筆記用具、文房具類
・地震発生条件を決めるくじ

※イメージ TEN のマニュアル等は、静岡県のホームページに掲載している。
（http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/chosa/image10.html）

ウ　イメージＴＥＮの流れ

・参加者のグループ分けを行う（1 グループあたり 5～10 人が適当）。
・　司会進行役を決める。
・　参加者は対象地域の地理的条件、自主防災組織の役員、防災資機材の品目と数量の確認をする。
・司会進行役はイメージの前提となる地震の発生条件を決める。
・地震発生後、参加者は無事助かり、直ちに、自主防災組織の災害対策本部を設置したものとして、参加者は情報班・消火班などの各班員の予想される参集人数を確定する。
・司会進行役は課題や情報を記載したカードをグループに配布し、参加者はどう対応・対処するか考え、意見交換してもらう。
・訓練が終了したら、災害対応で悩んだこと、疑問、発見、感想などを発表してもらう。

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条第２項の規定及び富津市地域防災計画に基づき、自主防災活動の充実を図るため、自主防災組織を結成し、当該組織が行う防災活動に必要な防災資機材（以下「資機材」という。）を交付し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災組織」とは、自主防災を目的に行政区等を単位として組織される団体であって、市長に届出のあった組織をいう。

（自主防災組織結成の届出）

第３条　自主防災組織を結成しようとするものは、富津市自主防災組織結成届出書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出るものとする。

（１）　自主防災組織規約

（２）　自主防災組織防災計画

（３）　自主防災組織活動計画書

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更の届出）

第４条　自主防災組織は、次に掲げる事由が生じたときは、富津市自主防災組織変更届出書（別記第２号様式）により市長に届け出るものとする。

（１）　自主防災組織の名称の変更

（２）　自主防災組織の代表者の変更

（３）　自主防災組織規約又は自主防災組織防災計画の変更

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（資機材の交付）

第５条　市長は、予算の範囲内において、別表に掲げる資機材を基準とし、自主防災組織が必要とするものを交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる資機材は、交付の対象としない。

（１）　非常食、飲料水等の短期間に消耗する消耗品と認められるもの

（２）　住民個人の使用に帰する資機材

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

（資機材の交付の申請）

第６条　資機材の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、富津市自主防災組織防災資機材交付申請書（別記第３号様式）に自主防災組織活動計画書を添えて市長に申請しなければならない。

（審査及び決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、富津市自主防災組織防災資機材交付決定（却下）通知書（別記第４

号様式）により申請者に通知するものとする。

（受領書の提出）

第８条　資機材の交付を受けた申請者は、富津市自主防災組織防災資機材交付受領書（別記第５号様式）により市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第９条　市長は、自主防災組織が偽りその他不正の手段により資機材の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、既に交付した資機材を返還させることができる。

（適正な維持管理）

第 10 条　自主防災組織は、交付された資機材の保管責任者を定め、常に良好な状態で使用できるよう管理しなければならない。

（防災訓練の実施）

第 11 条　自主防災組織は、毎年１回以上、交付された資機材を使用して防災訓練を実施しなければならない。

２　防災訓練を実施した自主防災組織は、富津市自主防災組織防災訓練実施届出書（別記第６号様式）により市長に届け出るものとする。ただし、市において防災訓練の実施内容を確認できる場合は、当該届出を省略することができる。

（譲渡の禁止）

第 12 条　自主防災組織は、交付された資機材を他に譲渡してはならない。

（補則）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、資機材の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第５条関係）

目　的	防災資機材
情報収集・伝達用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として）等
初期消火用	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水　防　用	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋等
救　出　用	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク等
救　護　用	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド等
避難所・避難用	リヤカー、車いす用避難器具、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組立式シャワー等
給食・給水用	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽等
訓練・防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、119番訓練用装置、組立式水槽、煙霧機、視聴覚機器（ビデオ・映写機等）、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生用訓練人形、住宅用訓練火災警報器等
そ　の　他	簡易資機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機等

別記
第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

富津市長　　様

所　　在　　地
自主防災組織名
代 表 者 氏 名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織結成届出書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第３条の規定により、下記のとおり自主防災組織を結成しましたので届け出ます。

記

１　自主防災組織の概要

自 主 防 災 組 織 名	
自　　治　　会　　名	
組 織 構 成 世 帯 数	世帯
設　立　年　月　日	年　　月　　日

２　添付書類
（１）　自主防災組織規約
（２）　自主防災組織防災計画
（３）　自主防災組織活動計画書
（４）　その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

富津市長　　様

所　　在　　地
自主防災組織名
代 表 者 氏 名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織変更届出書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第４条の規定により、　　年　　月　　日付けで下記の事項に変更がありましたので、届け出ます。

記

１　変更事由

変更事項	変更の有無
（１）自主防災組織の名称	有　・　無
（２）自主防災組織の代表者	有　・　無
（３）自主防災組織規約又は自主防災組織防災計画	有　・　無
（４）その他	有　・　無

２　変更内容

新	
旧	

※　自主防災組織規約又は自主防災組織防災計画を変更する場合は、変更後の規約又は防災計画を添付すること。

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

富津市長　　様

所　　在　　地
自主防災組織名
代 表 者 氏 名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織防災資機材交付申請書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第６条の規定により、下記のとおり防災資機材の交付を受けたく申請します。

記

申請する資機材	数量	備考

第４号様式（第７条関係）

富津市指令第　　号
年　　月　　日

自主防災組織名
代 表 者 氏 名　　様

富津市長

富津市自主防災組織防災資機材交付決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった自主防災資機材の交付については、富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第７条の規定により、次のとおり決定（却下）する。

記

１　決定

交付する資機材	数量	備考

２　却下
　　理由

第５号様式（第８条関係）

年　　月　　日

富津市長　　様

所　　在　　地
自主防災組織名
代 表 者 氏 名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織防災資機材交付受領書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第８条の規定により、下記のとおり防災資機材を受領しましたので提出します。

記

受領した資機材	数量	備考

第６号様式（第11条関係）

年　　月　　日

富津市長　　様

所　在　地
自主防災組織名
代 表 者 氏 名
連絡先電話番号

富津市自主防災組織防災訓練実施届出書

富津市自主防災組織結成及び防災資機材交付要綱第11条の規定により、下記のとおり防災訓練を実施しましたので届け出ます。

記

訓 練 項 目	訓 練 内 容
実　施　日	年　　月　　日（　） 時　　分から　　時　　分まで
実 施 場 所	
内　　容	１　総合訓練 ２　個別訓練 ３　その他（　　）
訓練参加人員	人
備　　考	

自主防災組織の手引き

～自分達のまちは地域のみんなで守る～

令和５年１月発行

富津市
〒293-8506　富津市下飯野 2443 番地
TEL：０４３９－８０－１２６６
FAX：０４３９－８０－１３５０